

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

#### 1. 基本的な考え方

当社は、当社および日本铸造グループが、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現し、企業理念を実践するために最良のコーポレートガバナンスを追求しその更なる充実を図ることを目的として、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定しホームページに掲載しております。

[http://www.nipponchuzo.co.jp/kessan/inv\\_2.html](http://www.nipponchuzo.co.jp/kessan/inv_2.html)

また、当社はJFEグループの一員としてCSR活動の強化を図っており、JFEグループ共通の指針に基づき、更なる活動を推進してまいります。

(1)当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組む。

(2)当社は、日本铸造グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本的な考え方方に沿って、公正・公平・透明なコーポレートガバナンスの充実に取り組む。

1.株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組む。

2.株主のほか、従業員、お客様、取引先、債権者、地域社会をはじめとした様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。

3.会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。

4.取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に努める。

5.持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話をを行う。

(3)当社は、日本铸造グループのすべての役員・社員が共有し、あらゆる活動の拠り所となる経営の基本原則として、経営理念と行動規範・行動指針を以下のとおり定めている。

#### 「経営理念」

日本铸造は常に高い技術と社員の努力によって、「品質の日本铸造」を実現し、社会に貢献することを通じて、企業の持続的成長を図り、株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーにとっての企業価値の向上に努めます。

#### 「行動規範」

法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開すること。

#### 「行動指針」

日本铸造グループの役員および社員は、「経営理念」の実現に向けたあらゆる企業活動の実践において「行動規範」の精神に則るとともに以下の「行動指針」を遵守する。経営トップは自ら率先垂範の上、社内への周知徹底と実効ある体制整備を行い、企業倫理の徹底を図るとともに、取引先にもこれを促す。

本行動指針に反する事態には、経営トップ自らが解決にあたり再発防止に努める。また、社内外への迅速かつ的確な情報公開を行い、権限と責任を明確にした上で厳正な処分を行う。

#### 1. 良質な商品・サービスの提供

優れた技術に基づいた安全で高品質の商品とサービスの提供に努めるとともに、個人情報・顧客情報の保護に十分配慮し、お客様から高い評価と信頼を得る。

#### 2. 社会に開かれた企業

株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報について、社会への積極的な情報公開に努める。

#### 3. 社会との連携と協調

良き企業市民として、社会との連携と協調を図り、積極的な社会貢献に努める。

#### 4. グローバル化

グローバルな視点をもち、各種の国際規範はもとよりそれぞれの文化や習慣を尊重し、世界の様々な人々との相互理解に努める。

#### 5. 地球環境との共存

地球環境との共存を図るとともに、快適な暮らしやすい社会の構築に向けて主体的に行動する。

#### 6. 政治や行政との関係

政治や行政との健全かつ正常な関係の維持・構築に努める。

#### 7. 反社会的勢力への対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を遮断し、違法・不当な要求には応じない。

#### 8. 人権の尊重

社会の人々、従業員を個として尊重し、企業活動において一切の差別を行わない。

#### 9. 働きがいのある職場環境

従業員にとって魅力に富み、安全で働きがいのある職場を提供する。

#### 10. 法令の遵守

法令を遵守し、公正で自由な競争に心がけ、適法な事業活動を行うとともに、健全な商慣習に則り、誠実に行動する。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

#### 【補充原則1-2-2 招集通知早期発送およびウェブサイト公表】

株主総会招集通知は3週間前までの発送に努め、ウェブサイトにおける招集通知発送前の公表については、株主構成等を考慮し今後の検討課題と考えております。

#### 【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォーム】

当社は現在、海外投資家の比率は極めて低いことから、議決権電子行使プラットフォームの利用については今後の検討課題と考えております。

#### 【補充原則3-1-2 英訳】

英語での情報開示・提供については、株主における海外投資家の比率が極めて低いことから、今後の検討課題と考えております。

#### 【補充原則4-1-2 中期経営計画の分析と計画】

当社は事業年度ごとの業績予想を公表することとしております。現在当社は中期経営計画を公表しておりませんが、事業年度の実績を踏まえ、定期的に進捗状況を分析し、次期以降の計画に反映させております。

#### 【補充原則4-2-1 経営陣の報酬】

経営陣の報酬については、インセンティブ付けは行っておりませんが、業績連動的要素を取り入れた報酬制度をとっております。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価】

取締役会の実効性を高めるべく、すべての取締役、監査役からアンケートを行うなどの方法により、自己評価を実施し、改善点や分析・評価に関して議論する予定です。

#### 【補充原則5-1-2 株主との建設的な対話】

個別面談以外の対話の手段としての投資家説明会、IR説明会は行っておりませんが、株主、投資家の要望を踏まえて検討してまいります。

#### 【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社の中期経営計画は、社内の経営指標として策定されており、対外公表を目的としたものではありません。当社は、中期経営計画を公表していませんが、事業年度の実績を踏まえ、定期的に進捗状況を分析し、次期以降の計画に反映させております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

#### 【原則1-4、政策保有株式】

- 1.当社は、JFEグループ各社との事業シナジー拡大の機会を捉えることを目的としてジェイエフイーホールディングス株式を政策保有株式として保有する。
- 2.政策保有株式に係る議決権行使については、当該会社株主としての利益最大化が毀損されることないと判断した議案に対して賛成する。  
(コーポレートガバナンス基本方針2-1(5))

#### 【原則1-7、関連当事者間の取引】

JFEスチールとの取引について

- 1.製品販売の取引条件については、市場価格、総原価等を勘案して当社見積価格を提示し、価格交渉の上、所定金額を決定しております。
- 2.原材料購入の取引条件については、市場価格等を考慮し、価格交渉の上、所定金額を決定しております。

日立建機との取引について

- 1.製品販売の取引条件については、市場価格、総原価等を勘案して当社見積価格を提示し、価格交渉の上、所定金額を決定しております。

#### 【原則3-1、情報開示の充実】

- 1.当社は、「経営理念」「行動規範」「行動指針」を定め開示しております。

また、当社が対処すべき課題の最大のものは、事業環境が変化する中においても、強固な技術力に立脚した配当基盤を確保することあります。

(1)高付加価値商品の拡充・拡販。

(2)営業・製造・調達が一体となった一貫工務管理の徹底。

(3)健全な取引活動を通じた廉価購買の徹底。

(4)調達・販売、両面における海外への事業展開。

の4つの施策を強力に実行し「品質の日本铸造」を掲げ、事業活動を行ってまいります。

主たる経営指標として、ROS5%を安定確保できる収益体制づくりを目標とし、収益性・効率性の高い経営を目指してまいります。

2.コーポレートガバナンス基本方針を策定しコーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組みます。

3.経営陣幹部・取締役の報酬決定に際しては、株主総会で決議された取締役の報酬限度額、会社業績、経済情勢、過去の支給実績等を総合的に勘案しております。

手続きは上記方針に基づき、取締役会が代表取締役に一任し、決定しております。

4.当社の取締役および監査役候補は、迅速な意思決定と豊富な経験と高い見識を重視し総合的に勘案し選定しております。手続きとしましては上記方針に基づき、代表取締役および人事担当取締役が推薦した候補者を取締役会で決議し、選任しております。

5.個々の取締役および監査役の選任・指名については、上記4の方針に基づき、経歴や人格、経営能力等を総合的に判断し、取締役会で決議しております。また、社外取締役および社外監査役については、選任時に株主総会招集通知に選任理由を記載しております。

#### 【原則4-1-1、取締役会から経営陣への委任の範囲の概要】

・当社取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に責任を負います。取締役会は、法令、定款および取締役会規則等の当社関連規程に従い、経営の重要な意思決定を行い経営全般に対する監督を行います。

・当社は、社内規程により当社および日本铸造グループ各社に関わる事項について明確な基準による決定権限および決定手続きを定め、取締役会での決定を行います。

(コーポレートガバナンス基本方針4-2(1))

・当社では法令上取締役会の専決事項に加え、取締役会において定められた取締役会規則に基づき、重要な業務執行等について決定しております。

#### 【4-9、独立社外取締役の独立性基準】

当社は社外取締役独立性基準を制定し、ホームページ上でも公開しております。

(日本铸造の社外役員独立性基準)

[http://www.nipponchuzo.co.jp/kessan/inv\\_2.html](http://www.nipponchuzo.co.jp/kessan/inv_2.html)

(コーポレートガバナンス基本方針4-2(2)2、4-2(5)1.2)

#### 【4-11-1、取締役会の全体としての知識、経験、能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

・当社取締役会は、様々な知識、経験、および能力を有する者により構成し、取締役の員数を15名以内とします。

・当社は、独立社外取締役を2名と致しました。経営者としての豊富な経験あるいは有識者としての深い知見を有する者等の中から、ガバナンス強化強化の役割を担う独立社外取締役に相応しい人物を選任しております。

・当社の社内取締役については、当社において経営に携わるなどの方法を通じ、事業に関する深い理解と知見を有する者の中から、グループ全体の経営の意思決定及び業務執行の監督を担うに相応しい見識を持った人物を選任します。

(コーポレートガバナンス基本方針4-2(2)1.2.3)

#### 【4-11-2、取締役および監査役の兼任状況】

・当社取締役および監査役ならびにそれらの候補者の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」において毎年開示しております。

#### 【4-14-2、取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

- ・当社では、新任役員就任時に、役員としての必要知識、倫理観等を身に付けるべく、JFEグループ全体で開催される新任役員研修に参加しております。
- ・取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たす為に必要となる法令やコーポレートガバナンス、リスク管理等を含む事項に関し、就任時を含め、継続的に個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供やその費用の支援を行います。

#### 【常勤取締役・常勤監査役】

- ・法的な職責を理解するための研修の実施(就任時)
- ・社外研修等への参加

#### 【社外取締役・社外監査役】

- ・会社概要等に関する説明の実施(就任時)
- ・法的な職責を理解するための研修の実施(就任時)
- ・当社事業への理解を深めるため施策  
(社内行事、工場視察、経営幹部との交流)  
(コーポレートガバナンス基本方針4-5.1)

#### 【5-1、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

- 1.当社は、株主および投資家との対話を通じて持続的な企業価値の向上に資するように努める。その責任部署は人事総務部とします。
- 2.株主および投資家との対話を担当する責任者として人事総務部長および担当役員がその任にあたるとともに、人事総務部が中心となり、対話を補助する関連部署と適切な情報交換を行う等有機的な連携を確保する。
- 3.対話において得られた意見や質問等は、定期的に集約して取締役・監査役に報告し情報共有に努める。
- 4.対話に際しては、インサイダー情報の漏洩防止、フェアディスクロージャーに努めます。  
(コーポレートガバナンス基本方針2-1(3))

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 [更新](#)

10%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JFEスチール株式会社	17,435,740	33.95
日立建機株式会社	7,652,000	14.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	643,000	1.25
榎本里司	525,000	1.02
村山信也	500,000	0.97
松井崇	351,000	0.68
松本直浩	340,000	0.66
後藤幸雄	290,000	0.56
日本証券金融株式会社	272,000	0.52
JFEミネラル株式会社／田淵晴士	235,000	0.45

支配株主(親会社を除く)の有無

JFEスチール株式会社

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 [更新](#)

製品販売および原材料購入の取引条件については、市場価格等を考慮し、価格交渉の上、所定金額を決定しております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

JFEスチール株式会社は、議決権比率34.5%(うち間接保有比率0.5%)を所有しており、当社の「上場会社が他の関連会社である場合における当該他の会社」であり、同社は、原材料等の購入先および製品の販売先であります。また、同社から福山製造所および池上工場の土地を賃借しております。一方、当社の経営に関しましては、親会社等の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、独自に意思決定をしており、当社は上場会社として独立性を確保しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況 <a href="#">更新</a>	選任している
社外取締役の人数 <a href="#">更新</a>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <a href="#">更新</a>	2名

#### 会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
本井正	他の会社の出身者							○	○				
緒方彰人	弁護士											○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本井正	○	—	本井氏は当社の第2位の株主である日立建機株式会社(平成28年3月31日現在での持株比率は14.91%)の生産部門の業務執行者であり、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。また、当社と同社の取引関係は連結売上高の4.2%程度であり、当社の業績・収支に及ぼす影響はなく、事業等の意思決定に対して、親子関係・関連会社と同程度の影響を与える主要な取引先ではなく、かつその取引条件は一般的なものであります。従いまして、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。また、当社、取締役会の定める「社外役員独立性基準」を満たしております。
緒方彰人	○	—	緒方氏は弁護士として企業法務等に関する豊富な経験および高い見識を有しており、独立した立場で大所高所からの観点をもって、当社の経営に貢献して頂けるものと判断しております。当社と緒方氏との間に利害関係は無く、一

		般株主と利益相反が生じるおそれが無いものと判断しております。また、当社、取締役会の定める「社外役員独立性基準」を満たしております。
--	--	-------------------------------------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査役会は、社外監査役3名を含んだ4名で構成しており定期的に開催されております。また、監査役は取締役会・CSR会議等への出席の他決裁書を閲覧する等、取締役の職務の執行状況を十分監視できる体制をとっております。

内部監査は、監査部を設置して業務の執行状況についてコーポレートガバナンスの向上の視点で、部門間の業務執行等について監査・指導を行うとともに、監査役と連携して内部統制にかかる監査・指導を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大島健二	他の会社の出身者									○	○			
中田直樹	他の会社の出身者									○	○			
山口陽子	他の会社の出身者									○	○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大島健二		――	経営の客觀性や中立性重視の觀点から、社外監査役をお願いいたしました。
中田直樹		――	経営の客觀性や中立性重視の觀点から、社外監査役をお願いいたしました。
山口陽子		――	他社において監査役事務局長の要職にあり、監査役の職務にも精通しており、また、当社と関係の深い鉄鋼業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることか

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

2名

### その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社に対する十分な独立性を有していないものとみなす。

- 1.当社及びその子会社の業務執行取締役、執行役または使用人(以下、「業務執行者」という)である者、または過去において業務執行者であった者。
- 2.当社の現在の大株主である者。それらの者が会社等法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間において業務執行者であった者。
- 3.当社またはその子会社の主要な取引先(販売先)とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間において業務執行者であった者。
- 4.当社またはその子会社の主要な取引先(調達先)である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間において業務執行者であった者。
- 5.当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関。それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間において業務執行者であった者。
- 6.当社またはその子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産(過去3年間平均にて年間1,000万円以上の額)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家及び弁護士等の法律専門家である者。それらの者が法人・組合等の団体である場合、その団体に所属する者。
- 7.当社の会計監査人または会計監査人の社員等である者、または最近3年間において当該社員等として当社の監査業務に従事した者。
- 8.当社の主幹事証券会社の業務執行者である者。または最近3年間において業務執行者であった者。
- 9.上記1から8のいずれかに該当している者の近親者(配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族)である者。

上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員として相応しいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立社外役員として相応しいと考える理由及び独立社外役員としての要件を満たしている旨を説明することによって、当該人物を当社の独立社外役員候補とすることができます。

\*「大株主」: 15%以上の当社株式を保有

\*「主要な取引先」: 直近事業年度の年間売上高の20%を超える場合

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

### 該当項目に関する補足説明

ストックオプションや業績連動型報酬制度のような制度はありませんが、報酬の決定にあたっては、前年度の事業結果を各役員個々人の報酬額の査定に反映させており、業績連動的な考え方を一部取り入れております。

ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

個別の報酬額または、その算定方法は開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成4年6月26日開催の第70期定時株主総会決議において月額12百万円以内(ただし使用人分給与は含まない)と定めております。

経営陣幹部・取締役の報酬決定に際しては、株主総会で決議された取締役の報酬限度額、会社業績、経済情勢、過去の支給実績等を総合的に勘案し、決定の手続きは、社長および人事担当取締役が検討し、取締役会で社長が提案し、審議の上、決議しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役をサポートする専従スタッフは配置しておりませんが、取締役会の開催に際しては、資料の事前説明を行っております。  
監査役及び社外監査役の職務を補助する専従スタッフは配置しておりませんが、監査役会において取締役会の開催前に資料の事前説明を行っております。  
社外取締役および社外監査役に対しては、会社経営上の重要な課題を適宜説明するとともに、社長との意見交換や、必要に応じて職務を遂行するために必要な情報を充分に提供するよう努めております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新]

### (1)会社の機関

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会による業務執行の監督、監査役による監査の二重の監督機能を有しております。当社においては、独立社外取締役2名を含む8名から構成される取締役会が、監査役も出席して10回／年、開催され、経営効率の維持、向上に努めつつ、法定事項の決議、重要な経営方針・戦略の策定、業務執行に対する監督を行っています。なお、重要案件が生じた場合は、臨時取締役会を開催して意思決定をしております。また、社外監査役3名を含む4名から構成される監査役会を定期的に開催し経営を監視し、その健全性強化に努めています。

監査役は取締役会・CSR会議等への出席のほか決裁書を閲覧する等、取締役の職務の執行を充分監視できる体制を整えております。

### (2)業務執行に係る事項

当社の重要事項につきましては、取締役会規則により明確な決定手続きを定めており、取締役会で決定しております。

### (3)内部監査および監査役監査、会計監査の状況

内部監査は、監査部を設置して業務の執行状況について、コーポレートガバナンス向上の視点で、部門長の業務執行等について監査・指導を行うとともに、監査役と連携して内部統制にかかる監査・指導を行っております。

監査役監査につきましては、社外監査役3名を含む監査役4名体制で、取締役会及びその他重要会議に出席する他、定期的な業務監査を行い業務報告を聴取しております。また、子会社についても事業の報告を受けるなどにより、取締役の職務の執行を監査しております。

会計監査は、平成17年3月期から新日本有限監査法人により、会計法・証券取引法の規定に基づいた連結・個別財務諸表について監査を受けております。当社と同監査法人または、業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

指定有限責任社員業務執行社員 中村裕輔(新日本有限責任監査法人)

指定有限責任社員業務執行社員 芝山喜久(新日本有限責任監査法人)

指定有限責任社員業務執行社員 西野尚弥(新日本有限責任監査法人)

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の基本方針を実施するにあたり、「法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動」を展開することを基本としており、コーポレート・ガバナンスの更なる充実に向けて、「CSR会議」の設置その他の様々な取り組みを行っております。経営理念並びに定款、取締役会規則などをはじめとする、業務執行にかかるすべての規定・規則が遵守されるよう図るとともに、企業活動にかかる法令変更又は社会環境の変化にしたがい諸規定・規則について適宜見直しを行うことにしております。業務執行は、各部門の業務規程等に則り行われており、業務執行の適正性と財務報告の正確性を確保しております。

業務の意思決定・執行及び監督について、リスク管理、コンプライアンスの徹底及び内部統制の向上を図る為の体制として最も有効であると判断しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は3週間前の発送と致しました。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日平成28年6月17日(金)。今後も集中日開催を避け、早期開催に努めます。
電磁的方法による議決権の行使	当社の議決権個数および株主構成から判断すると、将来的な検討課題と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社の議決権個数および株主構成から判断すると、将来的な検討課題と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家の比率が極めて低いため、将来的な検討課題と考えております。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、法令の遵守はもとより高い倫理観のもとに企業活動を行うとともに、経営の透明性確保のため、金融商品取引法等の関係法令および東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、正確、公平かつ適時に情報の開示を行います。 また、上記法規則に従った情報のほか、当社をご理解いただくうえで必要または有用と判断される情報についても、正確、公平かつ適時に開示を行います。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	実施していない	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	実施していない	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	実施していない	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書などをホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部	
その他	ホームページを開設しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念や行動指針の中で規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループはJFEグループの一員として、CSR活動を重要な経営課題として取り組み、特に環境保全は優先的に活動を推進し、廃棄物の適正分別、エネルギー使用量の削減、省資源化等の取り組みを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社におきましては、適時適切な情報開示の重要性を認識し、株主・投資家の皆様に迅速、正確かつ公平に会社情報を開示することに努めております。平成27年度決算発表は4月20日、早期開示に努めております。 また、情報開示に対しまして真摯な姿勢で臨む旨の宣誓書を東京証券取引所に対して提出しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制体制に関する体制につきましては、取締役会において決議した以下の「内部統制体制構築の基本方針」に従って、整備・運用されております。

#### 【内部統制体制構築の基本方針】

1. 当社の企業理念ならびに定款、取締役会規則などをはじめとする、業務遂行にかかわるすべての規程・規則など(以下「諸規程・規則」)は包括的・一體として、当社の内部統制体制を構成するものである。よって、当取締役会として、諸規程・規則が遵守されるよう図るとともに、企業活動にかかわる法令変更または社会環境の変化にしたがい、さらに業務執行の効率性の観点において、当社の体制および諸規程・規則について適宜の見直し、修正がおこなわれることにより、上記法令の目的・趣旨が実現されるよう努めるものとする。

2. 会社法第362条第4項第6号および会社施行規則第100条第1項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制および諸規程・規則との関連について次のとおり確認する。

(1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(ア)当社および当社グループ会社の経営にかかわる重要事項は、関連規程に従い、経営会議の方針審議を経て、取締役会または経営会議で決定する。

(イ)業務執行は、代表取締役社長のもと、各担当役員により、各部門の業務規程等に則り、おこなわれる。

(ウ)代表取締役社長のもとCSR会議を置き、同会議を構成するものとして、必要な委員会、部会を設置する。各部会単位で、それぞれの業務執行の有効性・効率性の確保および倫理法令遵守の観点から、適宜、ルールやリスク対応方針などを検討、整備する。

(エ)内部監査部門が、業務執行の有効性・効率性および倫理法令遵守状況について監査する。

(2) 取締役の職務執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

取締役会などの会議体における実質的、効率的審議を図ることのほか、CSR会議部会において業務執行の有効性・効率性の観点から検討、ルール見直しを継続的におこなう。

さらに、内部監査部門が倫理法令遵守状況に加え、業務執行の有効性・効率性について監査する。

(3) 取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役会規則、経営会議運営規程、文書保存規程、秘密情報管理規程、情報セキュリティ管理規程その他情報の保存、管理にかかわる規程または規則が包括的に、本体制を構成する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営にかかわるリスクについては、当社各部門の業務執行において、担当取締役等がリスク管理上の課題を洗い出すことに努めており、個別的重要なリスク課題については、必要なつど、経営会議等で審議する。また、CSR会議の部会において、社内横断的に当社事業にかかわるリスクを洗出し、対応方針の協議、検討を継続的におこなうものとする。

(5) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア)当社グループに属する会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他当該会社の特質を踏まえ、必要に応じ、本基本方針に定める事項について体制を整備し、業務執行にあたってはグループ会社管理規程に則り、これをおこなう。

(イ)リスク管理体制

当社はグループ経営に関する重要な事項について、取締役会規則、経営会議運営規程、グループ会社管理規程等により、審議・決定する。

(ウ)コンプライアンス体制

当社グループに属する会社は倫理法令遵守につき、当社が設置するコンプライアンス委員会にその体制を組み込む。

(エ)当社は、企業倫理ホットラインについて、当社及びグループ会社の倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として整備し、適切に運用する。

(オ)当社は、グループに属する会社の財務報告の信頼性確保および適時適切な情報開示のため、当社経理部長がグループ各社の役員等に就任し、適切な財務報告、情報開示体制をとる。

3. 会社法施行規則第100条第3項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制について次のとおり確認する。

(1) 監査役の職務を補助する使用人、その独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助する使用人は設置していないが監査役が設置を求めた場合は、監査役と協議する。

(2) 監査役への報告に関する体制

(ア)監査役は、取締役会、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、報告を受ける。

(イ)取締役および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告する。

(ウ)監査役は当社グループに属する会社の監査役を兼務しており、その取締役会に出席し報告を受ける。

(エ)企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報または相談された法令違反行為等については、監査役に対して内容を報告する。

監査役への報告については、企業倫理ホットラインにより、通報、相談もしくは報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保する。

(オ)当社グループに属する会社の取締役及び使用人は必要に応じ、または監査役会、監査役の

要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務執行状況を報告する。

(カ)上記(オ)の報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けることはない。

(キ)監査役の職務の執行について、費用の前払い等が必要となる場合は、速やかに所定の手続きに則り所要費用の前払い等を行う。

(3) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

(ア)監査役は、監査役会規則、監査役監査規程等を定め、組織的かつ実効的な監査体制を構築する。

(イ)取締役および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑におこなわれるよう、監査環境の整備に協力する。

(ウ)監査役は、会計監査人、内部監査部署の監査結果について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。

#### 【内部統制体制の主な運用状況】

当社およびグループ会社の内部統制体制の運用状況は、以下のとおりであります。

##### 1. 経営の重要な事項の審議・決定手続

(ア)当社およびグループ会社に関する経営の重要な事項については、当社の取締役会規則等により定められた決定手続に従って取締役会等適切な会議体で審議・決定しています。

(イ)異なるガバナンス強化を図るために、コーポレートガバナンス基本方針を制定しました。

##### 2. 内部統制に関する各種施策の実施状況

(ア)反社会的勢力との関係遮断の取組として、取引先との間の契約書への暴力団排除条項の導入が概ね完了しております。

(イ)独占禁止法遵守の観点から、同業他社の出席する社外団体への出席運用方針を見直しました。

(ウ)輸出関連法規の周知および遵守の徹底を図ることを目的に、「輸出管理規定」を制定しました。  
(エ)特定個人情報(マイナンバー制度)基本方針および取扱規定を制定しました。

### 3. 企業倫理ホットライン(内部通報制度)の運用状況

ホットラインに関する「企業ホットライン運用規定」を見直し、通報窓口として社外窓口を設け、適切に対応されています。

### 4. 当社およびグループ会社に対する内部監査の実施状況

当社およびグループ会社の業務の有効性・効率性、法令・定款の遵守状況について、監査計画に基づき、適切に監査を実施しました。

### 5. 財務報告の信頼性確保のための体制、適時適切な情報開示のための体制の運用状況

当社およびグループ会社の財務報告・情報開示の体制は、当社が保持するグループとしての体制の中に組み込まれており、情報開示が必要となる情報が生じた場合の報告体制を整備するとともに、当該体制に基づく業務プロセスに従い、当社に対して適切に決算情報を報告しています。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、取締役会決議により「JFEグループ反社会的勢力への対応方針」を承認し、本方針に基づきJFEグループコンプライアンス体制の中で組織的・統一的な対応を進めていくことにより、健全な会社運営の確立を図っております。

#### 「JFEグループ反社会的勢力への対応方針」

反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を人事総務部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

#### (ア) JFEグループ企業行動指針の制定

JFEグループ企業行動指針の中で、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を遮断し、違法・不法な要求には応じない。」旨を明記しております。

#### (イ) 企業対象暴力対応規程の制定

「企業対象暴力対応規程」を制定し、企業対象暴力への初期対応マニュアルを含む「反社会的勢力」に対応基準を明確化しております。

#### (ウ) 研修活動の実施状況

e-ラーニングの実施およびコンプライアンスガイドブックの配布を通じ、全役員・社員に対し「JFEグループ反社会的勢力への対応方針」および具体的な対応基準等の周知徹底を図っております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

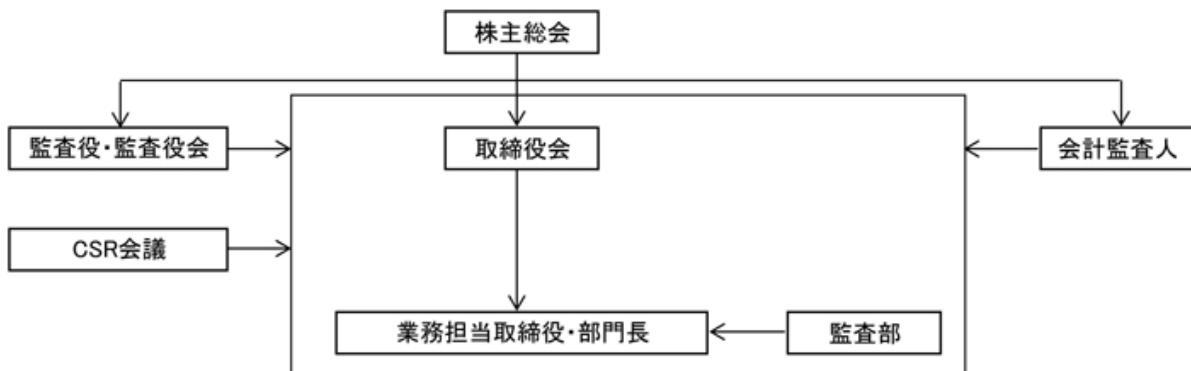
なし

#### 該当項目に関する補足説明

当社は「買収防衛策」を導入しておりませんが、当社株式の大量取得行動等が行われ、企業価値や株主共同の利益が損なわれる恐れがある場合には適切な措置を講ずる所存です。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[コーポレートガバナンス体制 模式図]



### 【適時開示体制模式図】

